汎用 AI 第 3 ドラフト

規範

議長および副議長による開会宣言

我々は、4 つの作業部会の議長および副議長として、AI 法に基づく汎用 AI 実務規範（以下、「規範」）の第 3 次ドラフトをここに提示する。各作業部会の参加者および実務規範総会のオブザーバーは、2025 年 3 月 30 日（日）までに、このドラフトに対する意見書を、共有された専用アンケートを通じて提出することができる。

このウェブサイトは、これまでのドラフトをご覧になった方も、そうでない方も、すべての読者にご覧いただきたい。このウェブサイトには、この第 3 ドラフトの本文のほか、2 つの FAQ と、規範の一部に関する解説が掲載されており、すべてのオブザーバーと作業部会参加者が規範にアクセスしやすくなることを目的としている。

第 3 ドラフトは、第 2 ドラフトに比べて内容が大幅に前進している。今後行われる最終ドラフトでは、利害関係者の意見を踏まえ、さらに改善される予定である。今回の第 3 ドラフトでは、規程の構造をスリム化し、明確化を図り、必要不可欠な詳細を追加し、規程を簡素化することに主眼を置いた。

本規範の第 3 ドラフトでは、4 つの作業部会が緊密に連携し、AI 法第 5 章を遵守する際に、汎用 AI モデルのプロバイダおよびシステミック・リスクを伴う汎用 AI モデルのプロバイダが考慮すべき主要な事項を取り上げている：

- 第 1 作業部会：透明性と著作権関連規則
- 第 2 作業部会：システミックリスクのリスクアセスメント
- 第 3 作業部会：システミックリスクの技術的リスク緩和
- 第 4 作業部会：システミック・リスクのためのガバナンス・リスク緩和

第 1 作業部会 透明性は、AI 法第 53 条第 2 項に規定される条件を満たす無償のオープンソースライセンスの下で公開され、システミックリスクを伴う汎用 AI モデルに分類されないものを除き、すべての汎用 AI モデルに適用される。第 1 作業部会の著作権は、すべての汎用 AI モデルに適用される。第 2 作業部会、第 3 作業部会、第 4 作業部会（安全・安心部会）は、AI 法第 51 条に基づきシステミック・リスクを有する汎用 AI モデルに分類される汎用 AI モデルのプロバイダにのみ適用される。

第 2 ドラフトに対して関係者から寄せられたフィードバックを徹底的に検討した結果、 規程の「目的」を維持しつつ、「約束」と「施策」をより洗練させた。この第 3 次ドラフトは、EU アンケート、プロバイダ・ワークショップ、作業部会会議などを通じて皆様からいただいたご意見をもとに、最終的なドラフトを作成するための基礎となるものである。前回のドラフト（ ）と同様、皆様からのフィードバックは非常に有益であり、その結果、大幅な変更がなされた。**従って、新規の要素も変更のない要素も含め、規程のあらゆる側面について包括的な フィードバックを提供し続けるよう、関係者に呼びかける。**皆様からのフィードバックは、汎用 AI モデルの開発と展開の未来を導く上で重要な役割を果たす、規範の最終版を形作る助けとなるだろう。

今回も、当規範の指針となる原則とその前提を概説した、ハイレベルのドラフト計画を盛り込んだ。

AI 法は 2024 年 8 月 1 日に施行され、規程の最終版は 2025 年 5 月 2 日までに完成させる必要があるとしている。第 3 ドラフトは、これまでの作業を踏まえつつ、2025 年以降に開発・発売される次世代モデルに適した「将来性のある」規範を提供することを目指している。

本第 3 ドラフトを策定するにあたり、本規程の適用範囲内の事項については、主として AI 法の規定に従った。従って、本規程に含まれる文脈や定義に別段の定めがない限り、本規程で使用される用語は、AI 法と同一の用語を指すものとする。

第 1、第 2 ドラフトと同様、この文書も、産・学・市民社会から数百人の参加者を得た共同作業の結果である。前 2 回のドラフトを含め、3 回にわたるフィードバックは、私たちのドラフト作成プロセスにおいて洞察に富み、示唆に富むものであった。我々は、AI ガバナンス、国際的アプローチ（AI 法第 56 条第 1 項に規定）、業界のベストプラクティス、プロバイダと作業部会メンバーの専門知識と経験について、進化する文献から引き続き情報を得ている。

規範の策定プロセスの主な特徴は以下の通りである：

- 専門知識、経験、独立性（金銭的利害関係がないことを含む）、性別や地理的な多様性を確保するために AI 事務局によって選出された委員長と副委員長によってドラフトされる。
- 9 月に締め切られたマルチステークホルダー協議には 427 件の応募があった。
- 354 通の提出があった規範の第 1 ドラフトと、336 通の提出があった第 2 ドラフトについて、マルチステークホルダーによるアンケート調査を実施した。
- 議長と副議長によるプロバイダ・ワークショップ
- 委員長と副委員長が率いる 4 つの専門作業部会
- AI 理事会および欧州議会の EU 署名者代表者との会合

本規定をさらに改善するためには、対外的にも対内的にも、協議と検討のための追加的な時間が必要となる。独立した委員長と副委員長からなるグループとして、私たちは、 作業部会内で重要な問題を調整し、議論するために十分な時間を取りつつ、私たちの作業 と考え方をできるだけ早い段階で共有することを目指し、このプロセスを可能な限り透明化し、 利害関係者がアクセスしやすいものにするよう努める。皆様の継続的なご協力と建設的なご批判を期待している。

我々は、2025 年 3 月 30 日（日）までに、実務規範総会参加者とオブザーバーが共有する専用アンケートを通じて、書面によるフィードバックを歓迎する。

応援ありがとう！

	アレクサンダー	**マティアス**		
オリバー	**Peukert**		**ベンジオ**	**シャケ**
作業部会	作業部会	第 *2* 作業部会	第 *3* 作業部会	第 *4* 作業部会
共同議長	議長			

リシ

Bommasani

第１作業部会

副議長

セリーヌ

Castets-Renard

第１作業部会

ジオシ

第 *2* 作業部会

プリヴィテラ

第 *3* 作業部会

ロイエル

第 *4* 作業部会

アレクサンダー

ザッヘル

第 *2* 作業部会

副議長

ラージクマール

第 *3* 作業部会

マーカス

アンデルジュン

第 *4* 作業部会

ドラフト計画、原則、前提条件

この第 3 次ドラフトでは、コミットメントと施策のニュアンスがより明確になり、より合理的な構成となっている。今後行われる最終ドラフトでは、ステークホルダーからのフィードバックに基づき、さらに改善される予定である。現段階では、最終的な採用版で期待されるような明瞭さと一貫性はまだ含まれていない。

実務規範は、まず「約束」の概要を示している。具体的には、汎用 AI モデルのプロバイダを対象とした 2 つのコミットメントと、システミック・リスクを有する汎用 AI モデルに分類される汎用 AI モデルのプロバイダのみを対象とした 16 のコミットメントである。次に、別文書で、コミットメントとそれぞれの施策が詳述されている。ドラフトは KPI を含まず、代わりに報告コミットメントを明確化した。利害関係者は、最終的に採択される規範に KPI が含まれることを期待すべきではない。

透明性に関連して、議長は、署名者が必要な情報を一箇所で簡単に文書化できるよう、使い勝手のよい「モデル文書書式」を盛り込んだ。規程の見直しと適応に関して、本ドラフトには、AI 事務局への提言を盛り込んだ「安全とセキュリティ」セクションの附属書が含まれている。

以下は、私たちがドラフトを作成する際に遵守している基本原則である：

1. **EU の原則と価値観との整合性** - コミットメントと施策は、EU 基本権憲章、EU 条約、EU 機能条約を含む EU 法に明記されている EU の一般原則と価値観に沿ったものとする。

2. **AI 法及び国際的アプローチとの整合性** - コミットメント及び施策は、AI 法の適切な適用に寄与する。これには、AI 法第 56 条 1 項に従い、国際的なアプローチ（AI 安全機構や標準設定機関が策定した標準や評価基準を含む）を考慮することが含まれる。

3. すなわち、(i) 望まれる目的を達成するために適切であること、(ii) 望まれる目的を達成するために必要であること、(iii) 達成されようとする目的に対して過大な負担を課すべきではないこと、である。比例性の具体的な適用例としては、以下のようなものがある：

    a. コミットメントと施策は、より高いリスク階層や、深刻な被害をもたらす不確実なリスクに対しては、より厳格であるべきである。

    b. 施策は具体的でなければならない。コミットメント（Commitments）はより一般性の高いレベルで明示されるかもしれないが、汎用の AI モデルプロバイダは、「施策（Measure）」を満たす方法を明確に理解すべきである。「施策」は、仕様の誤りや回避の試みに対して効果的かつ堅牢に設計されなければならない。本規定は、例えば、不必要な代理用語や指標の使用を避けることで、これを達成しようと努めている。AI 事務局は、迂回やその他の誤指定の可能性がある「施策」を監視し、見直す。

    c. コミットメントと施策は、該当する場合には、リスクの種類、当該汎用 AI モデルの流通戦略および展開状況、ならびにリスクの階層に影響を与えうるその他の要因を区別し、リスクをどのように評価し緩和する必要があるかを区別すべきである。例えば、システミック・リスクの評価と緩和を行うコミットメントと リスクアセスメントは、意図的なリスクと意図的でないリスク（不整合の事例を 含む）を区別する必要があるかもしれない。さらに、モデルウェイトが自由に公表されている場合、プロバイダがシステミックリ スクを評価し緩和するために利用できる様々な手段を考慮するために、コミットメント を適合させる必要があるかもしれない。

4. **将来性** - AI 技術は急速に変化している。対策は、AI 事務局が新しい情報に基づいて遵守の評価を改善する能力を維持するものでなければならない。従って、規程は、適宜、迅速な更新を促進するよう努めなければならない。一方では具体的なコミットメントを、他方では技術や業界の発展に照らして迅速に更新できる柔軟性を、バランスよく見出すことが重要である。規程は、例えば、プロバイダがリスクアセスメントと緩和において監視し、考慮することが期待される動的な情報源を参照することによって、これを達成することができる。そのような情報源の例としては、インシデントデータベース、コンセンサス標準、最新のリスク登録、最新のリスクマネジメント枠組み、AI 事務局のガイダンスなどが考えられる。技術の発展に伴い、特定の汎用 AI モデル、例えば、エージェント型 AI システムで使用される特定のモデルに対する追加的な対策を明示することも必要となる可能性がある。

5. **汎用 AI モデルのプロバイダの規模に対する比例性** - 汎用 AI モデルのプロバイダに適用される義務に関連する施策は、汎用 AI モデルのプロバイダの規模を十分に考慮し、適切な場合には、AI 開発の最前線にいる企業よりも資金力の乏しい中小企業（SME）や新興企業に対して簡易な遵守方法を認めるべきである。

6. **安全で、人間中心で、信頼できる AI のためのエコシステムの支援と成長** - 我々は、汎用 AI モデルの開発、採用、ガバナンスがグローバルな問題であることを認識している。本ドラフトにおける多くのガバナンスは、例えば、モデルプロバイダー間で汎用 AI の安全インフラやベストプラクティスを共有したり、証拠収集において市民社会、学術界、サードパーティ、政府組織の参加を促すなど、異なるステークホルダー間の協力を可能にし、支援することを意図している。我々は、第 56 条(1)及び(3)、前文 1、並びに AI 法 116 条に則り、安全で人間中心かつ信頼できる AI のための集合的かつ強固な証拠ベースを構築するために、関係者間の透明性を高め、知識を共有し、協力する努力を促進する。我々はまた、オープンソースモデルが、安全で人間中心かつ信頼できる AI の開発にポジティブな影響を与えていることを認める。

7. **AI ガバナンスとリスクマネジメントの革新** - 汎用 AI モデルの安全性を理解し確保するための最も効果的な方法を決定することは、依然として発展途上の課題であることを政府は認識している。当規範は、プロバイダが AI の安全ガバナンスと関連する証拠収集の方法と実践における最先端技術を競い合い、 。プロバイダが、より負担の少ない代替的なアプローチによって、同等かそれ以上の安全性成果を実証できた場合、こうしたイノベーションは、AI ガバナンスと証拠の最先端技術の改善として認められるべきであり、我々はその普及を支援すべきである。

今回のドラフトは、**システミック・リスクを持つ汎用 AI モデルも、そのプロバイダも少数であろうという前提で**書かれている。その前提は、このドラフトの公表に伴って AI 事務局から提供された情報によって確認されたようだ。AI 事務局は、最終的な実務規範の公表に近接して、各 AI 法規則の適用範囲を明確にするためのガイダンスを適時公表する予定であり、これには、明確に特定された場合にのみ義務を適用すべきダウンストリーム・モディファイアなど、専用の Q&A で取り上げられたトピックも含まれる。特に強調したいのは、汎用 AI モデルの改変によって対象プロバイダの数が増加したとしても、AI 法第 53 条および第 55 条に基づく改変者の義務は、それぞれの改変の範囲内に限定されるべきであるということである。これらの点については、Q&A にあるように、AI 事務局からの継続的な説明を期待したい。

前文

a) 本実務規範（以下、「本規範」という）の署名者は、域内市場の機能を改善し、人間中心の信頼できる人工知能（以下、「AI」という）の開発、上市、利用のための公平な競争条件を整備するとともに、域内において AI の有害な影響から健康、安全、民主主義、法の支配、環境保護を含む憲章に謳われた基本的権利を高いレベルで保護し、AI 法第 1 条第 1 項で強調されているイノベーションを支援することの重要性を認識する。本規定はこの文脈で解釈されるものとする。

b) 署名者は、この規程が、AI 法に関する欧州 AI 事務局（以下、「AI 事務局」という）のガイダンス、および適用される EU 法とともに解釈されることを認識する。

c) 本規定が汎用 AI モデルのプロバイダに言及する場合は、システミック・リスクを伴う汎用 AI モデル（以下「GPAISR」または「GPAISR」）のプロバイダも包含するものとする。本規程が GPAISR のプロバイダに言及する場合には、他の汎用 AI モデルのプロバイダを含んではならない。これは、AI 法の範囲内にある汎用 AI モデルのみを含むものとする。

d) 署名者は、当規範が AI 法遵守を証明するための指針文書となることを認識する一方、当規範の遵守が AI 法遵守の決定的な証拠とはならないことを認識する。

e) 署名者は、AI 事務局と理事会による規程の適切性の定期的な監視と評価（AI 法第 56 条第 6 項）を促進することを含め、規程の実施とその結果について、AI 事務局に定期的に報告することの重要性を認識する（AI 法第 56 条第 5 項）。

f) 署名者は、本規程が AI 事務局および理事会による定期的な見直しの対象となること（AI 法第 56 条第 6 項）、また AI 事務局が、AI 技術の進歩、新たな標準、社会の変化、新たなシステミックリスク（AI 法第 56 条第 8 項）を反映するために、本規程の更新を奨励・促進できることを認識する。

g) 署名者は、本規程が、整合規格が採用されるまでのつなぎとして機能することを認識する。将来の標準への段階的な移行を促進するため、更新が必要となる場合もある。

h) 署名者は、本規程に具体的なアセスメントや施策がないからといって、GPAISR のプロバイダがシステミックリスクを評価し緩和する責任を免れるものではないことを認識する。

i) 署名者は、汎用 AI モデルのプロバイダ、研究者、規制団体の連携を促進し、AI を取り巻く環境における新たな課題と機会に対処するため、AI 事務局とのパートナーシップの重要性を認識している。

実務規範の目的は以下の通りである：

I. 汎用 AI モデルのプロバイダが AI 法に基づく義務を効果的に遵守することを支援する - AI 事務局及び理事会が適切と評価した場合（AI 法第 56 条第 6 項）。また、本規範は、AI 事務局が、AI 法に基づく義務の遵守を証明するために本規範に依拠することを選択したプロバイダの遵守状況をアセスメントできるようにすべきである。これには、例えば、汎用 AI モデル、特に最先端のモデルの開発、利用可能化、利用の傾向を十分に把握できるようにすることが含まれる。

II. 汎用 AI モデルのプロバイダが、そのモデルに関する最新の技術文書を効果的に保持し、AI のバリューチェーン全体を通じて汎用 AI モデルに関する十分な理解を効果的に確保できるよう支援する。これは、そのようなモデルの川下製品への統合を可能にし、AI 法又は他の規制に基づくその後の義務を果たすためでもある（AI 法第 53 条(1)(a)及び(b)並びに前文 101 参照）。

III. 汎用 AI モデルのプロバイダが、著作権および関連する権利に関する EU 法を効果的に遵守し、汎用 AI モデルの事前学習および訓練に使用されるデータの透明性を高めることを支援する（AI 法第 53 条 1 項（c）および（d）ならびに前文 106 および 107 参照）。

IV. GPAISR のプロバイダが、GPAISR の開発、上市又は使用に起因するシステミック・リスク（その発生源を含む）を効果的かつ継続的に評価し緩和することをアセスメントする（AI 法第 55 条 1 項及びリサイタル 114 参照）。

コミットメント

I. 汎用 AI モデルのプロバイダによるコミットメント

透明性セクション

コミットメント I.1. 文書化

AI 法第 53 条 1 項(a)および(b)の義務を履行するため、署名者は、I.1 項に従ってモデル文書を作成し、最新の状態に保つ。.1, 汎用の AI モデルを自社の AI システムに統合しようとする AI システムのプロバイダ（以下、川下プロバイダ）、および要請に応じて AI 事務局に関連情報を提供すること（特に、システムのプロバイダとモデルのプロバイダが異なる場合、汎用 AI モデル上に構築された高リスクの AI システムの適合性を評価するため、AI 法に基づく監督業務の遂行に厳密に必要な場合は、各国所轄当局に代わって[1]）。.2 に従い、また、施策 I.1.3 に従い、文書化された情報の品質、安全性、完全性を確保する。本施策は、AI 法第 53 条第 2 項に定める条件を満たすオープンソースの AI モデルのプロバイダには適用されないが、当該モデルがシステミック・リスクを有する汎用 AI モデルである場合はこの限りではない。

著作権セクション

コミットメント I.2. 著作権ポリシー

著作権および関連する権利に関する EU 法を遵守するための方針を定め、特に、AI 法第 53 条(1)項(c)に従い、指令(EU)2019/790 第 4 条(3)項に従って表明された権利の留保を、最先端技術を通じて特定し、遵守することを含む義務を果たすため、署名者は、I.2.1 項に従って著作権方針を策定し、最新の状態に保ち、実施すること、また、EU 市場に上市される汎用 AI モデルについて I.2.2-I.2.6 項を採用することを約束する。

II. システミック・リスクを伴う汎用 AI モデルのプロバイダによるコミットメント

安全・安心セクション

コミットメント II.1. 安全・安心の枠組み

署名者は、安全・セキュリティの枠組み（以下、「枠組み」）を採用し、実施することを約束する：(1) 署名者の GPAISR に適用する。 (2) 署名者の GPAISR に起因するシステミック・リスクを許容範囲内（ ）に抑えるため、 署名者が採用するシステミック・リスクのアセスメント、システミック・リスク緩和、ガバナンス・リスク緩和の手段と手 順を詳述する。

コミットメント II.2. モデル開発時を含め、モデルライフサイクル全体を通じてのシステミックリスクアセスメントと緩和

署名者は、モデルのライフサイクル全体、特にモデルを市場で入手可能にする前の適切な時点で、システミック リスクアセスメントを体系的に実施することを約束する。具体的には、GPAISR の開発段階からシステミック・リスクの評価と緩和を開始することを約束する。

[1]AI 法 75 条 1 項、3 項、88 条 2 項参照。

コミットメント II.3. システミック・リスクの特定

署名者は、GPAISR に起因するシステミックリスクのうち、さらなる評価と緩和を必要とするほど重大なも のを選定し、その特徴をさらに明確化する。

コミットメント II.4. システミック・リスク分析

システミックリスクアセスメントの一環として、署名者は、コミットメント II.3 に従い特定されたシステミックリ スクの重大度と確率を把握するため、厳格な分析を実施することを約束する。署名者は、関連する GPAISR に起因するシステミック・リスクに応じ、また本コミットメントの「施策」に規定されるとおり、様々な深度・強度のシステミック・リスク分析を実施する。システミック・リスク緩和が実施される場合、署名者はシステミック・リスク分析の一環として、その有効性と頑健性を検討する。

本コミットメントの「施策」でさらに規定されているように、署名者は、システミックリスク分析に おいて、モデルアフォーダンス、安全なオリジネーターモデル、市場で入手可能なモデルおよび/または 使用される可能性のある状況やその影響を考慮し、モデルに依存しない情報や最新のモデル評価を 含む様々な情報や手法を活用することを約束する。

コミットメント II.5. システミック・リスクの受け入れ決定

署名者は、GPAISR のシステミックリスクとその緩和の間の比例関係を確保するため、システミックリ スク分析結果（コミットメント II.4 に従い）と、事前に定義したシステミックリスク許容基準（施策 II.1.2 に従い） を比較し、GPAISR に起因するシステミックリスクの許容度を決定する。署名者は、このコミットメントに係る施策に規定されるとおり、GPAISR の開発、市場での入手 可能性、および／または利用を進めるか否かの判断材料として、この比較を用いることを約束する。

コミットメント II.6. 安全緩和

署名者は、本コミットメントの「施策」に定めるとおり、以下を約束する：(1) GPAISR の開発、市場での入手可能性、および／または使用から生じるシステミック・リスク に見合った技術的な安全緩和をモデルのライフサイクル全体を通じて実施し、当該モデルのシステミック・リ スクを許容可能なレベルまで低減し、適切な場合にはさらにシステミック・リスクを低減する。

コミットメント II.7.セキュリティ緩和

署名者は、GPAISR の未公開モデルウェイトおよび/または未公開関連資産への不正アクセスから生じうる システミックリスクを緩和することを約束する。関連資産には、アルゴリズミック・インサイト、訓練データ、訓練規範など、モデルの訓練に不可欠な情報が含まれる。

その結果、署名者は、人間や AI システムからの内部脅威を含む、十分な資金と動機づけを持つ国家レベル以外の敵対者による不正アクセスを阻止するために、最先端のセキュリティ緩和策を導入し、少なくともランド研究所 SL3 のセキュリティ目標、またはそれと同等の目標を達成し、さらに高いセキュリティ目標（例えばランド研究所 SL4 や SL5）を達成することを約束する。

コミットメント II.8. 安全・安心モデルレポート

署名者は、本規程の実施状況、特に GPAISR の開発、市場での入手、および/または使用における枠組みの適用状況について、AI 事務局に報告することを約束する。

コミットメント II.9. アセスメント

署名者は、コミットメント II.1 のもとで採択と実施を約束した枠組みの妥当性を評価し、このコミットメントに 関する施策で規定された結果に基づき、その枠組みを更新することを約束する。

コミットメント II.10. システミック・リスクの責任分担

GPAISR のシステミックリスクの評価と緩和に関する活動について、署名者は「このコミットメントに関 する施策」に明記されている通り、以下を約束する：(1) GPAISR から生じるシステミック・リスクの管理責任を、組織の全レベルにわたって明確に定義し、配分する。

署名者は、少なくとも署名者の組織の複雑さとガバナンス構造、および GPAISR に起因するシステミックリスクに 比例した、適切なレベルの責任とリソースを割り当てることを約束する。

コミットメント II.11. 独立した外部評価

GPAISR を上市する前に、署名者は、II.11.1 項に規定されるとおり、モデルが十分に安全であるとみなされ る場合を除き、モデル評価を含む独立した外部のシステミック・リスク・アセスメントを取得する。GPAISR を上市した後、署名者は、II.11.2 項に定めるとおり、モデル評価を含む独立した外部評価 を促進することを約束する。

コミットメント II.12. 重大インシデントの報告

署名者は、II.12.1 項から II.12.4 項に規定される範囲と条件の下で、モデルのライフサイクル全体を通じて重大なインシデントが発生し た場合、およびそれに対処するための可能な是正施策に関する関連情報を、過度な遅滞なく、AI 事務局および必要に応じて国 の所轄官庁に、追跡、文書化、報告するためのプロセスを設定する。

コミットメント II.13. 報復防止の保護

署名者は、署名当事国の GPAISR に起因するシステミック・リスクに関する情報を、AI 職 務局または必要に応じて各国所轄官庁に提供する労働者に対して、報復を行わないこと、また、そのよう な情報を受け取るために指定された AI 職員のメールボックスが存在する場合は、少なくとも年 1 回、 その旨を労働者に通知することを約束する。

コミットメント II.14. 通知

署名者は、この約束のための施策に明記されている通り、以下を約束する：(1) GPAISR に分類される条件を満たす汎用 AI モデルに関する関連情報を AI 事務局に通知する。AI 事務局を通じて本規程の実施を評価するため、署名者は、AI 事務局から要請があった場合、追加資料や面談を含め、説明を提供することを約束する。

コミットメント II.15. 枠組みの遵守と妥当性アセスメント

署名者は、II.15.1 項に明記されている通り、AI 法と規程に基づく関連情報を文書化することを約束する。

コミットメント II.16. 公共の透明

署名者は、システミックリスクのアセスメントと緩和を効果的に行うために必要な場合、II.16.1 項に規定される範囲と条件のもと、GPAISR に起因するシステミックリスクの一般 の理解に関連する情報を公表することを約束する。

前述のコミットメントは、別添文書の「透明性」、「著作権」、「安全・セキュリティ」の各項目に記載されている施策によって補足される。